

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧																																																																												
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そば粉の配合割合</td> <td>食塩以外の原材料及び添加物に占めるそば粉の重量の割合をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（干しそばの規格）</p> <p>第3条 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>上級</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">めん</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 そば粉 2 小麦粉 3 やまのいも及び海藻（つなぎに使用する場合に限る。） 4 食塩</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添加物</td> <td>使用していないこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p>（干しめんの規格）</p> <p>第4条 干しめんの規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">めん</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添加物</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>		用語	定義	（略）		そば粉の配合割合	食塩以外の原材料及び添加物に占めるそば粉の重量の割合をいう。	区分	基準		上級	標準	（略）			めん	（略）		原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 そば粉 2 小麦粉 3 やまのいも及び海藻（つなぎに使用する場合に限る。） 4 食塩		添加物	使用していないこと。	（略）			区分	基準	（略）		めん	（略）	原材料	（略）		添加物	（略）	（略）		<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そば粉の配合割合</td> <td>食塩以外の原材料に占めるそば粉の重量の割合をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（干しそばの規格）</p> <p>第3条 干しそばの規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>上級</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">めん</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 そば粉 2 小麦粉 3 やまのいも及び海藻（つなぎに使用する場合に限る。） 4 食塩</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p>（干しめんの規格）</p> <p>第4条 干しめんの規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">めん</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td><u>食品添加物</u>（略） <u>以外の原材料</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>料</u> <u>食品添加物</u>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>		用語	定義	（略）		そば粉の配合割合	食塩以外の原材料に占めるそば粉の重量の割合をいう。	区分	基準		上級	標準	（略）			めん	（略）		原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 そば粉 2 小麦粉 3 やまのいも及び海藻（つなぎに使用する場合に限る。） 4 食塩		[新設]	[新設]	（略）			区分	基準	（略）		めん	（略）	原材料	<u>食品添加物</u> （略） <u>以外の原材料</u>		<u>料</u> <u>食品添加物</u> （略）	（略）	
用語	定義																																																																													
（略）																																																																														
そば粉の配合割合	食塩以外の原材料及び添加物に占めるそば粉の重量の割合をいう。																																																																													
区分	基準																																																																													
	上級	標準																																																																												
（略）																																																																														
めん	（略）																																																																													
	原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 そば粉 2 小麦粉 3 やまのいも及び海藻（つなぎに使用する場合に限る。） 4 食塩																																																																												
	添加物	使用していないこと。																																																																												
（略）																																																																														
区分	基準																																																																													
（略）																																																																														
めん	（略）																																																																													
	原材料	（略）																																																																												
	添加物	（略）																																																																												
（略）																																																																														
用語	定義																																																																													
（略）																																																																														
そば粉の配合割合	食塩以外の原材料に占めるそば粉の重量の割合をいう。																																																																													
区分	基準																																																																													
	上級	標準																																																																												
（略）																																																																														
めん	（略）																																																																													
	原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 そば粉 2 小麦粉 3 やまのいも及び海藻（つなぎに使用する場合に限る。） 4 食塩																																																																												
	[新設]	[新設]																																																																												
（略）																																																																														
区分	基準																																																																													
（略）																																																																														
めん	（略）																																																																													
	原材料	<u>食品添加物</u> （略） <u>以外の原材料</u>																																																																												
	<u>料</u> <u>食品添加物</u> （略）																																																																													
（略）																																																																														